

占領初期沖縄に設置された公民科とその特徴 —高等学校人文科公民を中心に—

萩原 真美

The characteristic of Civics that was installed in
Okinawa during the early U.S. occupation;
Focus on JINBUNKA-KOMIN of high school in Okinawa.

HAGIWARA Mami

This paper clarifies characteristic of Civics that was installed in Okinawa during the early U.S. occupation through an analysis of subject lists of Civics of high school in Okinawa.

In April 1946, Okinawa took the 8-4 educational system. Civics of Okinawa was called JINBUNKA-KOMIN. It was installed by having introduced an 8-4 educational system.

This paper makes the following four arguments. First, the education contents of JINBUNKA-KOMIN are distributed between two of the first grade and the second grade and the third grade and the fourth grade. Second, the contents of JINBUNKA-KOMIN of high school in Okinawa, the first grade and the second grade have high association with Civics curriculum of prewar Japanese secondary school. Third, the contents of JINBUNKA-KOMIN of the third grade and the fourth grade resemble “SHUSHIN” (especially ethics) set up by prewar Japanese normal school. Lastly, during the early occupation in Okinawa, education in conformity with “the WAY of Okinawa”, which was an attempt to structure a “new” Okinawa in deference to Okinawan identity was made much of. Instead, in JINBUNKA-KOMIN, there were a few subjects about “the WAY of Okinawa”.

In Okinawa, there was not the movement to examine education contents of Civics in detail like mainland Japan. As a result, this paper concludes

that it is a result with information to change “SHUSHIN” to Civics in Japan through postwar education reform that Civics was installed in Okinawa.

はじめに

戦後日本における公民科の設置に関する議論は、戦後教育改革期における公民教育構想に端を発する。この公民教育構想とは、1945年9月前田多門文部大臣らによって唱えられた「公民教育振興策」を起点とし、1946年10月の『中等学校・青年学校 公民教師用書』（以下、『公民教師用書』）の発行に至る一連の動向において、公民教育の方向性を打ち出したものである¹。結果的に日本では、「公民教育構想は、換骨奪胎され、社会科教育に転換・発展する道を歩」²むこととなり、公民科の設置には至らなかった。周知のとおり、戦後日本の公民科は、1989年の学習指導要領により、高等学校社会科が廃止され、地理歴史科と公民科が置かれたことにより成立したのである。

一方、1945年4月以降アメリカの直接占領下となった沖縄の戦後教育の歩みは、日本本土（以下、本土）とは一線を画するものであった。沖縄では、1946年4月、戦後の新たな教育制度として、初等学校8年、高等学校4年からなる八・四制が制定された。八・四制下の教育課程では、日本の戦後教育改革の目玉の一つとされた社会科は設置されず、人文科の一科目として公民、歴史、地理が設置された。沖縄の社会科は、1948年4月、八・四制から六・三・三制への学制改革に伴い設置され、その結果、人文科公民、歴史、地理が廃止された³。なお、沖縄では、社会科の導入後も公民は完全に姿をなくしたわけではなく、高等学校では、公民が社会科の一科目として存続した形跡がみられる⁴。

本土では戦後教育改革期には成立しなかった公民科が、沖縄では、1946年4月八・四制の導入により、人文科の一科目として設置された。占領初期の沖縄に公民科が設置されたことについて、大内義徳「アメリカの対沖縄占領教育政策」⁵は、「CIVICS（公民）はやがて本土でとり入れられるが、教育課程改革のみについて言えば沖縄は本土に一歩、先きんじていた」⁶と指摘している。大内は、沖縄に公民が導入された要因について、米軍政府の教育担当将校であったウィラード・A・ハンナが1946年2月に東京を訪れた際、CIE側が「同報告書（『アメリカ教育使節団報告書』のこと—引用者）の基本文書となった Education in Japan（1946年2月15日）の草稿くらい、ハンナ少佐に手渡したであろう」⁷と推定している。だが、そのような事実があったかはその根拠は示

されていない⁸。萩原真美「占領下沖縄における社会科の誕生」⁹では、八・四制の教育課程では、公民は人文科の一科目として設置され、人文科が国民科を基にしていること、公民は戦前の修身を置き換えたと考えられると指摘されている¹⁰。だが、沖縄で修身が公民に置き換えられた経緯等の検証には至っていない。いずれの研究においても、沖縄に公民科を設置するにあたり、本土の戦後教育改革の影響があったことや、その経緯は明らかにされていない。

以上、占領初期の沖縄で設置された人文科公民の概要を述べたが、本土で成立しなかった公民科が沖縄では人文科の一科目として設置されたのは、どういった事情からなのだろうか。また、本土に先駆けて設置された沖縄の公民科である人文科公民は、どのような特徴を有した科目だったのだろうか。そこで、本稿では、人文科公民について、設置に至った経緯及び教育課程・教育内容からその特徴をみていく。本稿では、高等学校を中心に、教育内容の詳細が定められた「人文科公民配当表（高等学校）」を手がかりに検証する。占領初期の沖縄では、本土のような公民教育構想は展開されなかったことから、沖縄における公民科の設置は、本土の戦後教育改革に関する情報を入手し、その影響を受けた可能性が考えられるのではないだろうか。1では、本土における公民科に関する検討がいかなるものであったかをみることにする。

1. 本土における公民科に関する検討—修身から公民、そして社会科へ—

「はじめに」で述べたように、修身を公民に改め、最終的に社会科に収斂された公民教育構想における日本側の動向は、斉藤利彦¹¹、片上宗二¹²が日本側の一次資料の発掘の成果に基づき、詳細に検討している。斉藤と片上は、公民教育構想に対し、「アメリカ側とほとんど関係なく日本人の手によって自主的になされた、戦前教育に対する鋭い批判を含んだ国民教育の構想であった」¹³と評価している。それに対し久保義三は、『公民教師用書』の作成過程において、文部省側の草稿をCIEがチェックした上で修正指示を出し、さらに文部省側が改訂稿を提出し検討を重ねていたことを詳細に検証している¹⁴。久保は、斉藤・片上の公民教育構想に対する評価に対し、アメリカ側の関与があった事実を明らかにし、「この公民教育構想の教育史的意義を、「アメリカ側とほとんど関係なく日本人の手によって自主的になされた」ものと評価するだけでは不十分であろう」¹⁵と批判している。なお、久保義三『占領と神話教育』の刊行の5年後に、片上は『日本社会科成立史研究』¹⁶を刊行している。片上は、公民教育構想の到達点として作成された『公民教師用書』について、「日本側の主体

的な要求という形で、その作成への着手が開始され、途中、CIEの示唆を受けて内容が充実され、最終的には、日米合作という形での『第三章別冊版』の完成となって結実する¹⁷と結論付けている。これは、久保の研究成果を受け、『公民教師用書』に対する評価を見直した故であろう。

本稿では、斉藤、片上、久保の公民教育構想の評価については委細に検証しないが、彼らが示した公民教育構想の動向を見ると、その観点や用いた史料の違いから、互いに触れられていない部分があるため、以下、斉藤、片上、久保の研究に依拠して、公民教育構想の動向をみておきたい。

本土で公民教育に関する検討が始まったのは、1945年9月27日、文部省内の担当官による「公民教育ニ関スル調査」についての審議である。10月15日に「新教育方針中央講習会」が開催され、前田多門文部大臣は公民教育の復活の強化を説いた。11月1日には「公民教育刷新委員会」（以下、刷新委）が設置され、計8回の審議を経て答申を作成し、12月22日と29日に前田文相に提出された。同答申には、「一、人と社会」「二、家庭生活」「三、学校生活」「四、社会生活」「五、国家生活」「六、近代政治」「七、近代経済」「八、社会問題」「九、国際生活」「十、社会理想」の内容項目が示された¹⁸。その内容は、「戦後公民教育の基本理念と方向を打ち出し、また修身科を廃止し新たに公民科の設置を提唱したものであった」¹⁹。

ところで、1945年10月22日、GHQは、最初の教育改革に関する重要な指令である「日本教育制度の管理」を発令した。その内容は、「①すべての教育内容から軍国主義的及び超国家主義的イデオロギーを排除すること ②教職から職業軍人、軍国主義および超国家主義の積極的な鼓吹者あるいは占領政策に積極的に反する者を除去すること ③現在の教育課程、教科書及び教師用書を非軍事的原則に基づいて改訂すること」²⁰の三点から成るものである。同指令では、修身自体をなくすのではなく、教科書及び教師用書を改訂することを意味した。だが、文部省は、GHQの意向に反して、修身の「暫定教科書」は作成しないこと、別に公民教育に関する「教師用書」の作成計画を立てることを決定し、CIEに折衝した。だが、CIEはそれを「書き直し計画」の指令違反として、修身教科書の書き直しを要求してきたのである²¹。

1946年2月、CIEと文部省の間で、修身科の暫定教科書の編集に代わり、公民科の教師用書を編集することに関して会談を行った結果、『公民教師用書』の作成を計画する了解を得た。それを受け、同月19日、上述の刷新委の答申を学校教育段階でより具体化するために、「公民教育要目委員会」（以下、要目

委)が開催され、3月30日、公民科の実際のカリキュラム案である「中等学校公民科教材配当表」が作成された²²。同表は、「公民教育刷新委員会の第二号答申中に示された「公民教育の内容」案をさらに一步すすめたもの」²³で、大単元として、「人と社会」「家庭生活」「学校生活」「社会生活」「国家生活」「近代政治」「近代経済」「社会問題」「国際生活」「社会理念」の10単元と、「随時研修」が示された²⁴。

このように、「修身」を「公民」科に改訂し、「中等学校公民科教材配当表」の提出以後、『公民教師用書』の編集が展開していく。『公民教師用書』は国民学校用と、青年学校・中等学校用の二種類の編集が行われ、その草案執筆は、それに対するCIE教育課の修正指示を受けながら、9月初旬まで継続して行われた²⁵。その一方で、5月7日、文部省は要目委が作成した「中等学校公民科教材配当表」と、刷新委の答申の要約を骨子とする「公民教育実施に関する件」を通達した。6月にはそれに基づく講習会が全国数か所で開催され、公民科の趣旨が学校現場に伝えられた。7月3日には、第1回公民科教科書編纂会議が開催され、公民科の教科書編纂が具体化した²⁶。だが、「公民教育構想の具体的な展開の過程において、アメリカ教育学の諸概念が、CIE教育課の詳細な修正指示事項を通じて、導入され、公民科の教授要目が社会科へ転換成立していく契機となった」²⁷のである。その転換を方向づけたのは、8月13日に行われたCIE教育課のオズボーン少佐と文部省図書監修官の勝田守一の討議である。中等学校用の『公民教師用書』の第一部の修正事項について、3時間にわたって討議が行われた²⁸。勝田が執筆した、修身の授業に関する記述に対して、個人の行為の発達に関するすべての経験が、社会科教科課程の一部として考えることができ、公民科はその社会科の一部であるという修正指示があった。この修正指示に対し、久保義三は、「文部省の公文書で新しい教科としての、社会科という学科の設置の方向づけたものは、これが初めてであった」²⁹と指摘しているように、8月13日の修正指示文書は、公民科から社会科への転換の起点と言える。1945年9月以来検討されてきた公民教育構想により、作成されることになった『公民教師用書』は、1946年10月5日『国民学校公民教師用書』、同月22日『中等学校・青年学校 公民教師用書』として刊行された。同月、文部省内に社会科委員会が設置され、社会科学習指導要領の編集に向けて作業が開始された。

2. 沖縄における人文科公民設置に至る経緯—修身から人文科公民へ—

(1) 対沖縄占領教育政策方針と沖縄における修身の扱い

米軍は、沖縄戦の開始以前から沖縄の戦後処理に関する検討をしており、沖縄における戦後の教育方針も沖縄戦開始以前から示された。修身に関する方針は、1945年1月6日「作戦指令第7号」の詳細な手引きである「実施要領（テクニカル・ブルティン）」³⁰の「Ⅲ統治3情報、C文化的制度（c）児童の緊急計画の準備」に、「3. 日本の教育制度のあらゆる国家主義的特徴は禁止されること。修身や徳徳の授業、神道の儀式、東京へ向って礼をする儀式は禁止されること。問題のある部分は使用中の教科書から削除されること」³¹と示された。「実施要領（テクニカル・ブルティン）」に続き、1945年3月1日「南西諸島およびその近海の占領諸島における軍政府に対する政治、経済、財政指令」³²が出された。そのうち、「政治指令」として、「26. すべての歴史的、文化的、宗教的物体は軍事的に許される限り保護し保存する」³³と示された。

1945年4月以降、沖縄の占領開始と同時に米軍政府がおかれたことにより、教育政策も米軍政府による指令により進められた。学校の再開、ガリ版刷り教科書の編修、教育行政組織の整備、教員養成機関である沖縄文芸学校の設置、新教育制度である八・四の制定の順に進められた。沖縄では、戦後の新たな教育制度や教育課程の制定に先駆けて、教科書の編修作業が始まった経緯から、教育内容は、ガリ版刷り教科書の編修作業を通じて徐々に定められていった。ガリ版刷り教科書の編纂方針は、教科書編纂の趣旨及び全10項目からなる留意事項が示された「初等学校教科書編纂方針」（1946年）³⁴、A～Dの四項目からなる「編纂方針の具体化」（1946年）³⁵に示された。ガリ版刷り教科書の内容は、「米国に対する理解を深め、科学的教材を多くし、とりわけ「沖縄の道」（沖縄の独自性を尊重し、新たな沖縄を建設していこうとする精神（姿勢）—引用者）を重視したものだ」³⁶。また、教科書編修課長の仲宗根政善は、教科書編修について、「①日本の教材は絶対にダメ、②軍国主義的教材もダメ、③超国家主義的教材もダメ、基本原則はこの三つでした」³⁷と回想しており、これらに鑑みると、占領初期沖縄で作成されたガリ版刷り教科書は、①「沖縄の道」、②超国家主義的教育の禁止、③軍国主義的教材の禁止、④日本の教材の禁止、⑤米国に対する理解、⑥科学的教材を多くするという六点を軸に編修され、とりわけ「沖縄の道」を重視していたのである³⁸。そのガリ版刷り教科書は、「占領下初の教育制度である八・四制下では、正規の教科書として使用された」³⁹ことから、上記の6点が、八・四制下の教育内容の軸であったと

言える。

占領開始後しばらくの間、修身の扱いについては議論された記録は確認できない。沖縄戦後はじめて、修身に関する事項について米軍政府側が意見を述べたのは、12月27日の軍民協議会である。同会議では、米軍側は沖縄の神社について意見を述べた。同会議では、米軍政府総務部長のワトキンスが、沖縄赴任時に、信仰を中心とする所は触れてはいけないと注意されたことと断った上で、元来の沖縄を物語る神社や石碑を保存し修理していきたいという意向を伝えた。また、同会議で米軍側は、神社は政治的に用いられるものと意識しており、「皇室を中心とする神社と沖縄元来の神社がある様だが沖縄の宗教については軍政府に報告しなければならないが諮詢会で調べて貰いたい」⁴⁰と、沖縄諮詢会側に要望した。

1946年1月、沖縄諮詢会教育部は沖縄文教部に改編された。沖縄文教部は、2月26日に、第一号通牒として『文教時報』第1号を発行した。修身に関しては、「五 軍事的国粹的教育訓練ニ就イテ」のなかで、次のように定められた。

軍事的訓練及び日本謳歌ノ教育ハ禁ゼラレルコトニナツテキマス。即チ修身科ニツイテハ日本国民ノ偉大ナル使命ヲ強調シタル戦前ノ如キ取扱ヒヤ軍人戦争等ヲ謳歌スル教育ハ許可サレマセンガ行儀作法や生活指導ノ如キコトハ大ニ望マシイコトデアリマス⁴¹。

同通牒は、文教部長の山城篤男と米軍政府教育担当将校のハンナの連名で出されたもので、米軍側と沖縄側が合意した上で出された方針と言える。修身科自体を禁止したのではなく、礼儀作法や生活指導は扱ってよいものとされたことが分かる。

以上、沖縄占領開始前である1945年1月から、人文科公民が設置される前段階である1946年3月末までにおける、沖縄の修身の扱いに関する検討をみた。米軍側は、沖縄占領開始以前の時点では、超国家主義的な教育、修身・道徳の授業を禁止する考えであった。占領開始後しばらくの間、修身科に関する扱いについて米軍側からの指令等はなかった。占領開始から8ヶ月をすぎた1945年12月27日の軍民連絡会議において、修身科で扱われていた「神社」に対する検討がなされた。米軍側は、神社が政治的に用いられるとしながらも、沖縄固有の神社や石碑については保存するという考えであった。1946年2月26日の『文教時報』第1号には、修身科の方針が明示され、修身科自体を禁止するのではなく、礼儀作法や生活指導は扱っても良いとされた。米軍側は、占領開始前の時点では、沖縄の教育において修身・道徳の授業を禁止することを考えてい

たが、占領開始後その扱いに関する方針が変わり、沖縄固有の宗教施設としての神社や石碑は保存の対象となり、修身科自体も否定されず、礼儀作法や生活指導を扱うことは問題ないとされたことは特筆すべきである。

人文科公民が設置される約1ヶ月前の時点では、礼儀作法や生活指導を扱うのであれば実施可能とされた。だが、八・四制の教育課程には、修身科は設置されず、人文科の一科目として公民が設置されたのである。修身ではなく公民を人文科の一科目として設置した直接的な理由が分かる史料は管見の限りない。そこで、沖縄側に伝わった本土の教育改革に関する情報から、公民科の情報を得た可能性に鑑みて、人文科公民の設置に至った経緯をみていく。

(2) 本土の戦後教育改革に関する情報の入手

米軍による占領開始からしばらくの間、沖縄と本土間の通信は許されていなかった。1946年8月22日の琉球列島軍政本部の指令により、沖縄群島と日本間の通信が許可され⁴²、9月7日通信部長から各部長官房長宛の通牒により、9月10日より取り扱い可能となった⁴³。したがって、人文科公民を導入する以前である1946年3月までの間、本土の戦後教育改革に関する情報を得るには、大きな制限があったのである。本土の戦後教育改革に関する限られた情報源として、①軍民連絡会議等における米軍政府からの伝達、②当時の沖縄で唯一刊行されていた新聞である『ウルマ新報』、③米軍の教育担当将校であるハンナから沖縄諮詢会教育部（1946年1月以降は沖縄文教部）に直接伝えられるという3つが考えられる。以下、1945年9月以降、沖縄に本土の戦後教育改革に関する情報が流入したと思われる順に整理したい。

大内によると、ハンナは1945年9月22日から10月1日の間に東京に行き、「ある朝、マッカーサー司令部の教育担当将校を訪ね、長時間会議し、有益な情報を得た」⁴⁴。本土で公民教育構想の検討がされ始めた頃にハンナが東京に行き、本土の戦後教育改革の情報を得、それを沖縄に戻ってから伝達していた可能性が窺える。ただし、「沖縄諮詢会会議録」には、ハンナがそこでどのような情報を得たかに関する記録はない。

1945年10月24日及び10月31日の『ウルマ新報』には、「日本教育制度に関する指令」と題した記事が掲載された⁴⁵。これは、1945年10月22日に出された、連合国軍最高司令官総司令部「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」⁴⁶を報じたものと考えられる。『ウルマ新報』には、「米軍総司令部渉外局二十二日発表、日本の教育制度に関する指令の全文は次の通りである」⁴⁷と記された

あとに、指令の内容が掲載されている。同指令の内容は、教育に関する占領政策の最も基本となったもので、「三項から成り、第一項では、教育内容に関する政策、教育職員に関する政策、教科及び教科等に関する政策が示され、第二項で教育関係の占領政策実施にあたり連合軍最高司令部の該当部局と連絡する機関の設置と維持を指令したものであった」⁴⁸。

さて、2 (1) で述べたように、1946年2月の『文教時報』第1号には、軍国主義及び超国家主義的教育を禁止することが明記されているが、これは、「日本教育制度に関する指令」の内容と合致している。なお、人文科公民設置以前である1946年3月までの間、『ウルマ新報』紙上には、本土の教育指令に関する記事はみられず、同期間の軍民連絡会議をはじめとした、沖縄諮詢会・米軍政府間の諸会議においても、本土で出された教育指令に関する報告はない。したがって、GHQの指令である「教員及び教育関係官ノ調査、除外認可ニ関スル件」(1945年10月30日)、「国家神道ノ禁止」(1945年12月15日)、「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」(1945年12月31日)については、沖縄の住民はもちろん、沖縄の教育行政側も掌握していなかった可能性がある。

年が明けた1946年1月25日の軍民協議会では、軍政府から、ハンナが東京に行ったという報告があった。だが、「沖縄諮詢会会議録」等にはハンナが東京に行っていた期間の記録や、ハンナが東京で得た情報に関する記録はない。おそらく、1月下旬から2月上旬頃に東京を訪問し、本土の戦後教育改革に関する何らかの情報を得たと思われる⁴⁹。

そして、1946年3月27日の『ウルマ新報』には、日本訪問中のアメリカ教育使節団に関する記事「食物より 食卓での会話 婦人哲学を語る 米教育使節団」⁵⁰が掲載された。同記事には、「来朝中の米教育使節団一行中、ギルダースーウベ(バーナードカレッジ高等) ワーナメイカー(ワシントン州監督学官) ウッドフォード(ジョージヤ大学教授) 三女史は廿一日放送会館で記者団と初の共同会見を行ひ、次のような質疑回答が交はされた」⁵¹とした上で、日本の記者からのいくつかの質問と、それに対する使節団側の答えが記されている。その中に公民に関する言及があるので、以下に示しておく。

問 民主教育を端的に施す方法如何

答 女子も男子も同様によい国民になる様教育されねばならない。

其の為には国史、地理公民等を知る必要があり、工業、農業都市町村政治問題に就いても教育されねばならない之等は大人になつて選挙に参加する際必要な知識である⁵²。

ここではじめて「公民」という用語が登場するが、民主主義を端的に施す方法として、「国史、地理公民等を知る必要」があると答えている部分が紹介されている。後述するように、同時期の本土では、修身科から公民科へという流れの中で、公民科で取り扱う内容を検討していたが、それを受けて使節団側が答えているものと思われる。ただし、同記事には公民がどのように検討されているかは記されておらず、沖縄文教部側が本土で検討されていた公民について、どの程度掌握していたかは不明である。

以上、1945年9月以降1946年3月末までの間における、沖縄側による本土の戦後教育改革に関する情報の入手について検討した。その間、『ウルマ新報』における本土の教育指令に関する報道は、10月24日及び同月31日の「日本教育制度に関する指令」のみである。その約5ヶ月後の1946年3月下旬には、米教育使節団の会見の一部が掲載され、本土の新教育の様相が垣間見られる。その中に「公民」という言葉が初めて登場するが、「公民」がどのような科目で、何を目的としたものかは書かれていない。したがって、沖縄で人文科公民が導入される以前である1946年3月末までの時点において、沖縄文教部が「公民」について知り得るとすれば、ハンナからの報告が最も有力だろう。1945年9月から1946年3月までの間、ハンナが少なくとも2回東京を訪れたことは確認できたが、ハンナが東京でだれと会い、どのような情報を得、沖縄の教育行政側は何を伝えたかは不明である。1946年4月、八・四制下で人文科公民が設置されたことを考えると、少なくとも本土では、「公民」を設置する動きがあり、そのことを沖縄側はハンナから伝え聞いて掌握していたと考えられる。

ところで、本土では1946年3月にアメリカ教育使節団による調査が行われ、3月30日付で『アメリカ教育使節団報告書』（以下、『報告書』）が提出されたが、その『報告書』を沖縄側が入手していたことが、沖縄文教部『於東京一九四六年三月三十日（連合国最高司令官へ提出）合衆国遣日教育使節団報告書抜粋』⁵³（以下、『報告書抜粋』）の「はしがき」から窺える。「はしがき」には、次のように書かれている。

一九四六年三月、日本教育視察を命ぜられた米国教育使節団（THE UNITED STATES EDUCATION MISSION TO JAPAN）は、一ヶ月間滞在して其の使命を果たし、三月三十日附を以つて、連合国総司令官に報告書を提出したのである。

ストダード博士（DR GEORGE D STODDARD）を団長とする其の一行は、流石米国の大学専門学校教授を始め、教育界の権威を網羅しただけ

あつて、報告書の内容は我々沖縄教育者の参考になる点が少くない。昨年夏、米軍政府教育担当ハンナ少佐から、其の原文を与へられたので、極めて自由な気持ちで訳した中から一部を選んで、特に各学校の研究資料として之を文教時報第三号附録として出版したのである。

一九四七年三月五日

文教部⁵⁴。

上記のとおり、沖縄文教部は米軍政府側の教育担当将校ハンナから『報告書』の原文を与えられ、それを訳したとあることから、『報告書』の原文自体を入手していたことが分かる⁵⁵。また、昨年夏に『報告書』の原文を与えられたとあるが、沖縄の夏は早いことから、早ければ1946年4月、遅くともハンナが帰国する6月末までには入手していたと推察される。『報告書』が出されてからはほぼタイムラグがなく、沖縄側に『報告書』が伝わっているのは特筆すべきである。

以上のことから、沖縄文教部は、人文科公民が設置されて間もない時期に『報告書』を入手し、その内容を掌握していたと言える。人文科の教育内容には、『報告書』の内容が反映された可能性が考えられるが、この点については「4. 高等学校人文科公民の特徴」で検証する。

『報告書』のなかで、公民について書かれているのは、「第一章 日本の教育の目的及び内容」のうち「修身、倫理」と、「第三章 初等及び中等学校の教育行政」のうち「公民教育の授業の実施提案」である。『報告書』における公民に関する項目の扱いについては、片上宗二『日本社会科成立史研究』⁵⁶に詳しい。片上は、『報告書』の第1章（日本の教育の目的と内容）の「修身と倫理」、第4章（教育方法と教員養成）の「公民の授業の実施提案」が公民科に位置づけられるとしており、「修身と倫理」と、「公民の授業の実施提案」では大きく異なっていたと論じている⁵⁷。以下、片上の分析に依拠して『報告書』における公民の扱いを整理したい。なお、『報告書』の邦訳文は、文部省『文部時報』834号⁵⁸、『近代日本教育制度史料』第18巻⁵⁹などに掲載されたものがあるが、本稿では『近代日本教育制度史料』第18巻に掲載された邦訳を用いる。

「修身と倫理」には、民主主義的な制度は倫理 (ethics) を必要とし、この倫理に特有の徳目 (virtues) を教えても差支えないが、その方法は多種多様でなければならず、もし日本が真に民主化されたら、いくつかの点に注意を払えば、倫理が修身科から分かれて単独の教科として教えられても構わないとされた⁶⁰。『報告書』には、「日本人の現在持つてゐるもの即ち礼儀を以つて修

身科をはじめるとそれではよからう」⁶¹と示された。倫理が一科目として教えられても構わないこと、修身のすべてが否定されたのではなく、修身科が礼儀作法（礼法）を扱うのであれば問題ないとされた。修身の扱いに関しては、『文教時報』第1号の記述内容とも合致する。

「公民の授業の実施提案」に関しては、実例を挙げて実際の教え方を示すと断った上で、「日本において修身、時には「公民」と言はれてゐるもので、合衆国では「社会研究」の一部になってゐるものである。それは政治学、経済学、社会学及び倫理学をふくみ、学習者の成熟度に適応させてある」⁶²と示された。具体的に何を扱うかについては、年齢に応じてその地方の産業、市町村、府県、中央の政治機構について学ぶこと、初等・中等学校では、商業施設、銀行、商店を見学させることが望ましいこと、これらについて意見を述べ、討論をすること、写真や映画などを利用することも必要で、こうして得られた知識に生命を与えるため、一定の授業期間を学校問題に充て、問題を討議させ解決を見出させることも大切であると示された⁶³。

ところで、『報告書』の公民に関する記述は、『報告書抜粋』では、「四、授業と教員養成」の「公民教育の実施」に書かれている。『報告書抜粋』は「公民教育の実施」の部分は以下のとおりである。

三、公民教育の実施

日本で「修身」とか、「公民」と呼ばれるものは、アメリカでは、「社会科学」と言はれて、政治学・経済学・社会学及び倫理学を学習者の発展程度に応じて、適当に按排したものである。次に宗教は、倫理的体系を提唱してきた。しかし各宗教それぞれ特色があつて、しかも相互に相容れない宗教上の信条を持つてをるので、アメリカでは、宗教教育を学校から除外してをるが、まことに賢明なやりかたである。さうだからと言つ□、上級において、宗教の信条を教へ込まずに、色々な宗教を研究することまで排除するものではない。□□は、其の年齢に従つて、地方の産業や政治の事を学ばねばならない。初等学校及び中等学校では、生徒は事業会社・銀行・商店・警察官・消防部又は諸官庁を見学して研究の参考にすべきである。写真や映画を利用することも望ましい。生徒の道義的態度とか、品行などをよくするには、音楽団の如きも価値の大きなものである。斉唱隊・話誦団・楽隊・オーケストラ、又は合奏などは、それに含まれてゐる美的価値の外に生徒に快樂と望ましい社会的目的とを結び付けてくれるであらう。同じく学校劇の演出、遊戯及び人形芝居などは、多種多様の才能を要

するが、教育上それへ寄与することが多い。この外団体試合や競技などは、責任を分け合ふ精神、他人に対する尊敬の美徳、苦境におけるスポーツ精神を養ふもので、単なる教訓的な方法から得ることの出来ない意義と実益とを与えることになる⁶⁴（□は判読不明部分）。

『報告書抜粋』の同箇所は、『報告書』の邦訳における「公民教育の授業の実施提案」に該当する。両者を比較すると、『報告書抜粋』の同箇所の分量の方が少なく、『報告書抜粋』が、『報告書』を要約して邦訳したと考えられる。『報告書抜粋』における「公民教育の実施」を見ると、『報告書』に書かれているような公民教育の理念的な部分は取り上げられておらず、事業会社・銀行・商店・警察官・消防部、諸官庁等を見学すること、写真や映画を利用すること、音楽団、学校劇、遊戯、人形劇、団体試合や競技をすることなど、教育を行うにあたり、具体的な例が挙げられている。それは、『報告書抜粋』が、『報告書』の内容を学校現場に向けて紹介したものであることが大いに関係していると考えられる。それから、『報告書抜粋』には、「日本で「修身」とか、「公民」と呼ばれるものは、アメリカでは、「社会科」と言はれて」とあるように、“social studies”の部分に「社会科」という訳語を充てている。前述のように、『報告書』の邦訳では、「社会研究」と訳されているが、この点は特筆すべきである。『報告書抜粋』として発行するにあたり、同箇所がいつ翻訳されたかは不明だが、『報告書抜粋』が発行された1947年3月までに、文教部が“social studies”の訳語として「社会科」を充てることを知っていたと言える。ただし、その時点の沖縄では、「社会科」を設置する動きは見られなかった。

3. 人文科公民の教育課程

(1) 人文科公民の教育課程の概要

1946年4月5日、文教発第53号「教科科目時間配当時間に関する件」⁶⁵が出され、各科目における配当時間が定められた。文教発第53号には、公民は、初等学校及び高等学校の全学年で週に1時間の配当と定められた。次いで、1946年4月16日に文教第63号「教科科目内容表に関する件」⁶⁶が出され、初等学校及び高等学校の教科科目内容表が示された。人文科公民は初等学校第1～第3学年（以下、各学校の学年は、初等学校第1学年を「初1」のように略記）は「生活指導 礼法」、初4～6では「道徳一般礼法」、初7～8では「公民道徳礼法」、高1～2では「公民的道徳」、高3～4では「倫理学社会思想」が定められた。人文科公民は、初等学校及び高等学校の全学年で設置されたが、これは『報告書』に

示された、「公民教育の実施」を具現化したものと言える。人文科公民の教育課程をみると、初等学校の全学年で礼法が定められていること、初7～8及び高1～2では公民道徳が定められていること、高3～4では倫理学社会思想が扱われていることから、『報告書』の内容に合致していると言える。一方、歴史と地理では、沖縄史や沖縄中心の地理を中心としている内容が定められた。日本の歴史や地理ではなく、「沖縄」を扱っていることから、沖縄教育占領政策方針のうち最も重視された、「沖縄の道」を重視した内容であることが窺える。

(2) 人文科公民の教育課程の作成

人文科公民の教育課程は、文教第1645号に掲載された、「人文科公民題材選択・排列の基準」、「人文科公民題材配当表（初等学校）」及び「人文科公民題材配当表（高等学校）」に示された。文教第1645号の冒頭には、「備考」として、以下のように示された。

備考

- 1、本通牒は「人文科公民題材選択排列の基準」「人文科公民題材配当表」「人文科公民題材配当表についての注意点」の三項目を含んでいます。その内容については追って発表します。
- 2、本通牒は人文科公民の概要を早急に指示する必要から要目案として発表するもので、更に実施研究の上要目を決定する予定です⁶⁷。

「備考」の1には「人文科公民題材配当表についての注意点」を含んでいるとあるが、『琉球史料』第三集には、それは掲載されていない。「人文科公民題材選択排列の基準」と「人文科公民題材配当表」は、人文科公民の授業を実施するにあたり、教科書の作成が追い付かず、授業を実施するために取り急ぎ定めたものと言える。なお、「その内容については追って発表します」とあるが、人文科公民の内容に関する通牒は管見の限りない。「備考」に次いで、「一、公民科題材配当表についての注意」、「二、学期末に於ける時間の余裕」、「三、序説と総括」、「四、礼法の取扱」、「五、旧教科書と新教科書」、「六、絵画教材と掛図」、「七、初七、初八の題材」の七項目が挙げられた。それぞれの項目の中で、初等学校と高等学校の扱いを述べているため、初等学校と高等学校に分けて人文科公民題材の概要を整理したい。

初等学校では、各学年の最初の課はその学年の序説的な意味、終わりの課はその学年の総括的な意味を持たせている。その意図として、「新学年に進んだ喜びと、新しい希望と覚悟を以って、その学年に於ける公民科学習の発足と

し」⁶⁸、「学年の終りにあつて、その学年中の修徳のあとを反省し、学習事項を総括復習して、更に次学年へと進む準備」⁶⁹とすることが示された。礼法に関しては、下学年では礼法の時間を特設せず、付帯的に扱うことを主とし、上学年では時間を特設した課もあることが示された。初1の第1学期の児童用は絵画教材とされたが、「教授用掛図は目下のところ印刷できませんから、板書又は自作の掛図を使用していただいたら結構です」⁷⁰と示された。初7～8の題材は、これを以って初等教育を修了すること、上級学校（主として高等学校）へ進学すること、児童期から青年期への過渡期であることを考慮して教材が排列された。低学年では礼法の時間を特設しない点、初1で絵画教材（掛図）を使用する点は、戦前の修身科と同様である。

高等学校では、高1・高3のはじめの課に序説的な意味を持たせること、高2・高4の終わりの総括では、それぞれ高1～2及び、高3～4で学習したものを総括・復習することとされた。その意図は、高等学校では、「第一学年に於ては高等学校生となつた自覚を喚起せしむると共に、第一・二学年に於ける公民的題材の概要を、第三学年の始めに於ては、第三・四学年における倫理的・思想的題材の概要を概観せしめておく様に」⁷¹すると示された。礼法については、課を特設せず、随時指導するとされた。

なお、初等学校・高等学校双方に関わることとして、各学期に時間の余裕を設けることと、教科書の扱いが示された。教科書については、「五、旧教科書と新教科書」に次のように示された。

こゝに旧教科書というのは、終戦前の教科書を意味し、新教科書というのは文教部に於て編修又は認定したものをさします。

新教科書に於ては旧教科書を再検討の上、取捨選択する部分もあります。が、この場合従前のものと同一題目でもその内容に変化があつたり、学年の繰上げ、繰下げがあつたりしますからこの点注意してご覧ください。⁷²

文教第1645号に教科書のことが掲載されたのは、同通牒で示された題目が教科書に準ずるものという認識があつたからではないだろうか。「同一題目でもその内容に変化があつたり…」とあるように、「題目」という言葉を用いていることから、少なくとも同通牒で題目が示された「人文科公民題材配当表」は、この新教科書に準ずると理解できよう。

「人文科公民題材選択・排列の基準」には、初等学校から高等学校の児童・生徒を、第一～第五期に区分し、その心理的特質、目標、及び各段階で扱う題目の種別が示された。題目の種別は、第一期（初1～3）は生活、礼法、童話、

寓話、史話、訓辞、第二期（初4～6）は史的、礼法、訓辞、第三期（初7～8）は道徳的、公民的、文化的、思想的、礼法、第四期（高1～2）は法制的、経済的、社会的、第五期（高3～4）は倫理的、思想的である。

これらの題目の種別は、戦前の小学校・国民学校の修身科、中等学校における公民科で扱われた項目と関連していると言えるが、児童・生徒の発達段階別の心理的な特質に基づいて排列されている点は、本土の戦後教育改革の方針に沿っていると言えよう。前述のように、占領下沖縄で教育の再開にあたりその方針が示された1946年2月26日発行の『文教時報』第1号には、「修身科ニツイテハ日本国民ノ偉大ナル使命ヲ強調シタル戦前ノ如キ取扱ヒヤ軍人戦争等ヲ謳歌スル教育ハ許可サレマセンガ行儀作法ヤ生活指導ノ如キコトハ大ニ望マシイコトデアリマス」⁷³と示された。つまり、軍国主義・超国家主義的な教育は認められないが、修身科自体が禁止されたのではなく、行儀作法や生活指導は扱っても良いとされた。よって、人文科公民の題目の中には、戦前の修身科・公民科で扱われていたものがある可能性が考えられる。

以下、高等学校の人文科公民の各題目と、戦前の修身科・公民科について、中等教育段階の公民科教授要目及び公民科・国民科修身教科書で扱われている項目と比較検証する。

4. 高等学校人文科公民の特徴

本節では、高等学校人文科の特徴について、「人文科公民題材配当表（高等学校）」から検証する。同表は、高等学校段階における「人文科公民題材選択・排列の基準」を具体的に示したものである。学期別・月別に扱う題目及び各題目がどの種別に該当するかが示された。なお、本土で作成された「中等学校公民科教材配当表」と比較したところ、両者は全く異なるもので、関連性はないと考えられる。

【表1】には、「人文科公民題材配当表（高等学校）」について、戦前の中等教育段階の諸学校における公民科・国民科修身の教授要目及び公民科・国民科修身の教科書（一部師範学校の教科書を含む）等との関連性を整理した。初等教育段階とは違い国定教科書ではないため、教授要目及び、教授要目が改正された時期に発行された教科書の目録・目次を比較検証した。中学校、高等女学校、青年学校、実業学校、師範学校の公民科の教授要目を比較したところ、扱われている項目がほぼ一致していたため、教授要目及び教科書は主として中学校のものをを用いた。ただし、師範学校のみで扱われた事項については、師範学校

のものを用いた。公民科は、1931年に中学校・実業学校に新設されたことから、1931年の中学校令施行規則改定、1937年の中学校令施行規則一部改正、1943年の中学校規程により定められた教授要目を示した。教科書については、教授要目が改定された時期に発行されたものの中から選定し、その目録・目次を示した。

人文科公民の題材は、各学年19題目、全学年では76題目配当されている。学期末の月（7月、12月、3月）は1題目、それ以外の月は2題目の配当で、週当たりの人文科公民の時間数（1時間）に鑑みると、一題目あたり2時間の配当と考えられる。そのうち中学校の公民科・国民科修身の教授要目と一致ないし類似しているものは34題目（44.7%）と、半数近くを占める。学年別に見ると、高1・高2とも17題目が一致ないし類似しているのに対し、高3・高4は皆無であった。高1・高2において、各学年全19題目のうち17項目（89.5%）が、中学校公民科・国民科修身の教授要目と関連していることは、高1・高2の人文科公民の題目が、戦前の中学校の公民科・国民科修身の教授内容を踏襲したと言っても過言ではない。

高等学校人文科公民の各題目のうち、1931年改正の中学校公民科・国民科修身の教授要目と一致ないし類似するものは21題目、1937年の改正で扱われたものが32題目、1943年の改正で扱われたものが8題目と、圧倒的に1937年に改正されたものが多い。ただし、1943年改正の教授要目にはないが、同時期に発行された教科書には扱われていたものが23題目で、教授要目で扱われた8題目と合わせると、31題目が一致ないし類似していると言える。よって、「人文科公民題材配当表（高等学校）」は、1937年及び1943年に改正された中等学校の公民科及び国民科修身の教授要目を基に作成されたと考えられる。

高3・高4の人文科公民の題目中、中等学校の公民科・国民科修身の教授要目と一致ないし類似するものは皆無であった。1937年に改正された師範学校専攻科には「哲学」の教授要目があり、「我が国ノ倫理思想史、東洋及西洋ノ倫理思想史ト其ノ批判、現代文化ノ批判、国体ノ本義、教育ニ関スル勅語及其ノ他ノ聖訓、小学校ニ於ケル修身教授法及教材ノ研究」⁷⁴と示されているにすぎず、どの程度人文科公民の題目と一致するか判別できない。そこで、師範学校公民科及び修身科の教科書の目次と比較したところ、全38題目中26題目（68.4%）が一致ないし類似していた。人文科公民の題目のうち、師範学校の公民科及び修身科の教科書の目次と関連するものは、1931年以前に発行された教科書では16題目、1931年の教授要目改正から1937年の改正までの間に発行された教科書で

は4題目、1937年の教授要目改正から1943年の改正までの間に発行された教科書では4題目、1943年の教授要目改正に伴い発行された教科書では7題目であった。1931年の改正以降、師範学校では倫理学や哲学は専攻科以外では設置されておらず、1931年以前の師範学校の修身教科書で扱われていた項目を基に、人文科公民の題目が考案されたのではないだろうか。

題目の種別を見ると、学年によって扱われている種別に違いがみられる。序訓と総訓を除くと、法制的、経済的、社会的、倫理的、思想的の5つの種別に分類されている。高1は法制的題目が13、経済的題目が1、社会的題目が4、高2は経済的題目が16、社会的題目が2、高3は倫理的題目が18、高4は倫理的題目が14、思想的題目が4であった。また、題目の内容をみると、超国家主義的・軍国主義的・日本的教材を扱ったものはみられない。「沖繩の道」に関するものは、高1の「郷土」の単元で定められた4題目（郷土の生活、市町村（公民選挙、会議、財政））で扱うことは可能という程度である。高等学校の公民は、対沖繩教育占領政策方針に則っているものの、「沖繩の道」に関する題目は少なく、この方針が十分に反映されているとは言えない。

以上、高等学校の人文科公民の題目について、対沖繩占領教育政策及び戦前の中等学校の公民科・国民科修身、師範学校の公民科及修身科との関連性に着目して検証した。高1～2の題目は、1937年に改正された中等学校の公民科教授要目と関連しているものが多く、それに基づいて作成されたと考えられる。それに対し、高3～4の題目は、中等学校の公民科の教授要目と一致する項目はなく、高3～4の全38題目中26題目である7割弱が、師範学校の修身科及び公民科の教科書で扱われていた項目と関連していた。そのうち16の題目が、1931年以前の師範学校の修身教科書で扱われていた項目であった。高3～4では倫理学、哲学に関連した題目が扱われているが、これは1931年に公民科が新設され、師範学校の学科課程で倫理学・哲学が扱われなくなったことから、1931年の改正以前の教科書から倫理学・哲学に関連した題目を選定し、超国家主義的・軍国主義的・日本的教材ではない題材を配置したと考えられる。なお、高3～4で倫理の題目が扱われたのは、人文科の教育課程が示された文教第1645号が出された1946年6月時点において、沖繩側が『報告書』を入手しており、その「公民の授業の実施提案」の項目における、倫理が一科目として教えられても構わないという記述に依拠して作成したと考えられる。

【表1】人文科公民題材配当表（高等学校）の構成

学年	学期	課	題目	種別	公民科・国民科修身の教授要目の当該箇所			公民科・国民科修身教科書の当該箇所			
					改正年	学年	大項目	小項目	該当箇所	項目	
高1	1	1	序説	序説							
		2	家の存続	法	31 4	我が家			ア-1-1	家庭生活－我が家	
					37 4	我が家	家ノ存続		ウ-2-3	我が家－家の存続	
					43 4	我が国ノ家	家		オ-2-3	我が家－家の存続	
		3	家計	経	31 4	一家ノ生計	一家ノ取入、生計費		ア-1-2-1、2	家庭生活－家の生計－家計、財産	
					37 4	我が家	家計		ウ-2-4	我が家－家計	
					43 4	我が国ノ家	家ノ経済		オ-2-4	我が家－家計	
	2	4	郷土の生活	社	37 4	我が郷土（一）	我が郷土、協同生活		ウ-3	我が郷土（一）	
					43 2	国民生活	国家ト郷土		オ-3	我が郷土（一）	
		5	市町村	公民選挙	法	31 4	市町村	公民、議員ノ選挙		ア-4-2	地方自治－市町村
						37 4	我が郷土（二）	市町村		ウ-4-2	我が郷土（二）－市町村
						43 4				オ-4-3	我が郷土（二）－市町村
		6	市町村	会議	法	31 4	市町村	市町村会		ア-4-3	地方自治－市町村会
						31 4	市町村	市町村ノ財政		ア-4-5	地方自治－市町村の財政
	3	2	8	法令	法	31 5	国法	国法		イ-1-7	国家統治－国法
			37 4			国憲ト国法	法令		ウ-6-3	国憲と国法－法令と道徳	
			43 3			皇国ノ政治	国体ト国法		オ-6-3	国憲と国法－法令	
			9	法と道徳	法	31 5	国憲ト国法	法ト道徳		イ-7	国法
						37 4	国憲ト国法	法ト道徳		ウ-6-3	国憲と国法－法令と道徳
						43 3	皇国ノ政治	国体ト国法		オ-6-4	国憲と国法－法令と道徳
			10	議会の任務	法	31 5	帝国議會			イ-1-4	国家統治－帝国議會
37 4						帝国議會			ウ-7-1	帝国議會－帝国議會	
43 3						皇国ノ政治			オ-7-1	帝国議會－帝国議會	
11			議員の選挙	法	31 5	帝国議會	議員ノ選挙		イ-1-4-2	国家統治－帝国議會－衆議院議員の選挙	
					37 4	帝国議會	議員ノ選挙		ウ-7-3	帝国議會－議員ノ選挙	
					43 3	皇国ノ政治			オ-7-3	帝国議會－議員の選挙	
12			行政	政府	法	31 5	行政官庁	行政官庁ノ種類		イ-1-6-1	国家統治－行政官庁－行政官庁
						37 4	政府 枢密顧問	行政官庁		ウ-8-2	政府・枢密顧問－行政官庁
						43 3	皇国ノ政治			オ-8-3	政治・枢密顧問－行政官庁
13			行政と公民の協力	法	37 4	政府 枢密顧問	行政ト国民ノ協力		ウ-8-3	政府 枢密顧問－行政と国民の協力	
					43 3	皇国ノ政治			オ-8-5	政治・枢密顧問－行政と国民の協力	
14	司法	裁判	法	31 5	裁判所	司法 裁判所		イ-1-8-1	国家統治－裁判所－裁判所		
				37 4	裁判所			ウ-9	裁判所		
				43 3				オ-9	裁判所		
3	15	訴訟	法	31 5	裁判所	訴訟・調停		イ-1-8-2	国家統治－裁判所－訴訟・刑罰		
				37 4	裁判所	民事刑事ノ訴訟		ウ-9-2	裁判所－民事・刑事の訴訟		
				43 3	皇国ノ政治			オ-9-2	裁判所－民事・刑事の訴訟		
	16	司法と公民の協力	法	37 4	裁判所	司法ト国民ノ協力		ウ-9-3	裁判所－司法と国民の協力		
				43 3				オ-9-3	裁判所－司法と国民の協力		
17	社会	社会生活	社	37 5	国民生活	我が国民生活ト国民性		エ-1-1	国民生活－我が国民生活と国民性		
				43 4	皇国ノ経済	財政ト国民生活		カ-1-1	国民生活－我が国民生活と国民性		
18		社会保障	社								

学年	学期	課	題目	種別	公民科・国民科修身の教授要目の当該箇所			公民科・国民科修身教科書の当該箇所					
					改正年	学 年	大項目	小項目	該当箇所	項目			
高1	3	19	社会	社会改善	社	31	5	社会改善	社会改善	イ-4-2	社会の進歩－社会改善		
						37	5	国民生活	社会改善	エ-1-3	国民生活－社会改善		
						43	／	／	／	カ-1-5	国民生活－社会改善		
	1	1		職業	社	31	4	職業	／	／	ア-2-2	社会生活－職業	
						37	5	職業	／	／	エ-2	職業	
						43	4	皇国ノ経済	国家ト職業	カ-2	職業		
			2		経済生活	経	37	5	国民経済	／	／	エ-3-1	国民経済－我が国民経済
		43					4	皇国ノ経済	／	／	カ-3	国民経済	
			3		生産と消費	経	37	5	国民経済	生産ト消費	エ-3-2	国民経済－生産と消費	
		43					4	皇国ノ経済	／	／	カ-3-2	国民経済－生産と消費	
		4		供出と配給	経	37	5	国民経済	／	／	／	／	
43						4	皇国ノ経済	／	／	／	／		
		5		企業	経	37	5	国民経済	企業	エ-3-3	国民経済－企業		
43	4					皇国ノ経済	／	／	カ-3-3	国民経済－企業			
	6		所得	経	37	5	国民経済	所得	エ-3-4	国民経済－所得			
43					4	皇国ノ経済	／	／	カ-3-4	国民経済－所得			
	7		経済と道徳	経	37	5	国民経済	経済ト道徳	エ-3-5	国民経済－経済と道徳			
43					4	皇国ノ経済	／	／	カ-3-5	国民経済－経済と道徳			
高2	2	8	産業の現状	経	31	5	産業、我が国ノ産業	／	／	イ-3-1-1	国勢の伸張－我が国の産業－我が国の産業		
					37	5	産業	／	／	エ-4	産業		
					43	4	皇国ノ経済	我が国ノ産業	カ-4-1	産業－我が国の産業			
		9	資源の開発	経	31	5	我が国ノ産業	資源ノ開発	イ-3-1-3	国勢の伸張－我が国の産業－資源の開発			
	37				5	産業	資源ノ開発	エ-4-2	産業－資源の開発・技術の進歩				
	43				4	皇国ノ経済	／	／	カ-4-2	産業－資源の開発			
		10	技術の進歩	経	37	5	産業	技術ノ進歩	エ-4-2	産業－資源の開発・技術の進歩			
	43				4	皇国ノ経済	／	／	カ-4-3	産業－技術の進歩			
		11	貨幣と物価	経	37	5	流通	貨幣ト物価	エ-5-1	流通－通貨と物価			
	43				／	／	／	カ-5-1	流通－通貨と物価				
		12	商業	経	31	4	産業	商業	イ-3-1	国勢の伸張－我が国の産業			
	37				5	流通	商業	エ-5-2	流通－商業附交通				
	43				／	／	／	カ-5-2	流通－商業				
		13	金融	経	37	5	流通	金融	エ-5-3	流通－金融			
	43				／	／	／	カ-5-4	流通－金融				
		14	財政と経済	経	31	5	財政	／	／	イ-1-9	国家統治－財政		
	37				5	財政	／	／	エ-6	財政			
	43				／	／	／	カ-6	財政				
		15	予算と決算	経	37	5	財政	予算ト決算	エ-6-2	財政－予算と決算			
43	／				／	／	カ-6-2	財政－予算と決算					
	16	租税	経	31	5	財政	租税	イ-1-9-2	国家統治－財政－租税				
37				5	財政	租税	エ-6-3	財政－租税					
	3	17	貿易	経	31	5	我が国ノ産業	我が国ノ貿易	イ-3-1-2	国勢の伸張－我が国の産業－資源の開発産業－我が国の外国貿易			
37					5	海外発展	我が国ノ貿易	エ-7-1	海外発展－我が国の貿易				
	18	文化	社	31	5	世界ト日本	人類文化ノ発達	イ-4-3	社会の進歩－世界と日本				
37				5	国民文化	我が国民文化	エ-8-1	国民文化－我が国民文化					
43				／	／	／	カ-8-2	国民文化－我が国民文化					
	19	総括	総調	／	／	／	／	／	／	／			

古領初期沖縄に設置された公民科とその特徴

学年	学期	課	題目	種別	公民科・国民科修身の教授要目の該当箇所			公民科・国民科修身教科書の該当箇所	
					改正年	学年	大項目	小項目	該当箇所
高3	1	1	序説	序調					
		2	倫理学の概念	倫					
		3	倫理学の概念	倫					
		4	倫理的評価	倫					
		5	倫理的評価	倫					
		6	行為	倫				キ-21/コ-7	道徳的判断-行為/行為
		7	品性	倫				キ-22/コ-8	道徳的判断-品性/品性
	2	8	責任	倫					
		9	責任	倫					
		10	動機と結果	倫				キ-23	道徳的判断-動機論と結果論
		11	動機と結果	倫				同上	同上
		12	意志の自由	倫				キ-3	意志自由論
		13	意志の自由	倫				同上	同上
		14	意志の自由	倫				同上	同上
	3	15	良心	倫				キ-4	良心論
		16	良心	倫				同上	同上
		17	良心	倫				同上	同上
		18	道徳の標準	倫				キ-7-1/ サ-1	徳論-道と徳/ 皇国の道と国民道徳
		19	道徳の標準	倫				同上	同上
高4	1	1	上古	倫				シ-6-2	西洋倫理思想とその批判-ギリシャの倫理思想
		2	上古	倫				シ-6-3	西洋倫理思想とその批判-ローマの倫理思想
		3	中世	倫				シ-6-4	西洋倫理思想とその批判-キリスト教と中世思想
		4	近世英国	倫				シ-6-5・6	西洋倫理思想とその批判-近世思想・イギリス・フランスの倫理思想
		5	近世英国	倫				同上	同上
		6	近世英国	倫				同上	同上
		7	大陸	倫				シ-6-8	西洋倫理思想とその批判-アメリカの倫理思想
	2	8	大陸	倫				同上	同上
		9	大陸	倫				同上	同上
		10	上古	倫				シ-5-2・7	東洋倫理思想とその批判-古代の支那思想・古代の印度思想
		11	中世	倫					
		12	近世	倫					
		13	近世	倫					
		14	現代倫理思想	倫					
3	15	社会思想の概念	思想問題	思				ク-3-3/ ケ-3-3	現代思想批判-思想問題
	16	社会思想の概念	思想問題	思				同上	同上
	17	社会思想の概念	社会問題	思				ク-3-4/ ケ-3-4	現代思想批判-社会問題
	18	社会思想の概念	社会問題	思				同上	同上
	19	社会思想の概念	総括	総調					

出典：「人文科公民題材配当表（高等学校）」（琉球政府文教局研究調査課編『琉球史料』第3集、琉球政府文教局、1958年所収、251頁）より筆者作成。

注：種別の凡例は、生序…生活序説、生…生活、史…史的、礼…礼法、調…調辞 総調…総括調、童…童話、寓…寓話、社…社会的、公…公民的、道…道徳的、文…文化的、思…思想的、法…法制的、経…経済的を表す。

教科書の該当箇所は、教科書-章-節の順で示した。ただし、ア、イの教科書は、教科書-編-章-節の順である。

教授要目の該当箇所は、大項目または小項目に該当するものがない場合は「/」で表した。

教科書の凡例は、以下のとおりである。

- ア…戸田貞三『現代中学公民教科書』上巻、中文館書店、1931年。
- イ…戸田貞三『現代中学公民教科書』下巻、中文館書店、1931年。
- ウ…及川儀右衛門『新編公民科教科書』上巻、修文館、1937年。
- エ…及川儀右衛門『新編公民科教科書』下巻、修文館、1937年。
- オ…河田嗣郎・鳩山秀夫『公民科教科書』上巻、中等学校教科書、1943年（修正四版）。
- カ…河田嗣郎・鳩山秀夫『公民科教科書』下巻、中等学校教科書、1943年（修正四版）。
- キ…吉田静致『新選 師範学校修身教科書』巻四、1926年。
- ク…吉田静致『新選 師範学校修身教科書』巻五、1926年。
- ケ…吉田静致『師範学校新修身書』巻五、1933年。
- コ…文部省『師範修身書』巻四、教学図書、1941年。
- サ…文部省『師範修身書』巻五、教学図書、1941年。
- シ…文部省『師範修身公民』本科用巻一、文部省、1943年。

おわりに

本稿では、沖縄の公民科である人文科公民について、高等学校を中心に検証した。高等学校人文科公民の特徴として、次の4点が挙げられる。第一に、「人文科公民題材選択・排列の基準」に示されたように、高等学校の公民は、第四期（高1、高2）と第五期（高3、高4）に二分され、教育課程の概要も第四期が「公民道徳」、第五期が「倫理学社会思想」と、期毎に定められた点である。ただし、題目の種別は、高1が法制的な題目、高2が経済的な題目、高3が倫理的な題目、高4が倫理的及び思想的な題目が多いなど、学年毎に重点を置いている題目の種別が異なっていた。第二に、高1～2は1937年に改正された中等学校の公民科との関連性が高い点である。両学年とも17題目（89.5%）扱われていた。第三に、高3～4では戦前の公民科で扱われていた題目は見られず、公民科が成立する1931年以前の、師範学校の修身科で扱っていた倫理との関連性がみられた。第四に、人文科公民の題目を検討した結果、対沖縄教育占領政策方針に概ね則った内容であった点である。超国家主義的、軍国主義的、日本の教材は皆無であったが、「沖縄の道」に関しては、「郷土」に関する4つの題目が該当する程度で、重視されていたとは言い難い。なお、教科書編纂方針に掲げられた「米国に対する理解」等に関連するものは見られなかった。全体として、高等学校の人文科公民のうち、戦前の修身科・公民科に関する題目が54題目（71.4%）扱われていたことから、戦前の修身科・公民科を踏襲した科目と言える。また、超国家主義的・軍国主義的・日本の教材は扱われていないなど、対沖縄教育占領政策方針に反する内容を扱わないことが意識されていた。ただし、「沖縄の道」に関する題材の絶対的な数が少なく、人文科公民においては重点的に扱われていなかったと言える。

沖縄文教部長の山城篤男と、米軍政府教育部長のハンナの連名で通達された『文教時報』第1号では、修身科を扱うこと自体は禁止されておらず、行儀作法

や生活指導を扱うことは望ましいことが示された。また、沖縄は占領初期の時点で『報告書』を入手しており、その中の「修身と倫理」では、公民において倫理を扱うこと、礼儀作法（礼法）を以って修身科を始めるのであれば問題ないとされた。『報告書』の「公民の授業の実施提案」には、新しく検討されている公民は、戦前の日本では修身、時には公民と言われるもので、その内容が政治学、経済学、社会学、倫理学を含むものであることが記された。高等学校の人文科公民の教育内容には、高1～2では政治学、経済学、社会学に関連する内容を、高3～4では倫理が扱われており、『文教時報』第1号及び『報告書』の内容と合致する。高等学校の人文科公民の教育内容が戦前の中等学校の修身科及び公民科、そして師範学校修身科の倫理を踏襲しているのは、沖縄文教部が対沖縄教育占領政策方針に反しない範囲で、『文教時報』第1号及び『報告書』に示された修身や公民の方針を踏まえ、人文科公民の内容を定めた結果と言える。

ところで、沖縄側は、『報告書』自体を入手していることから、本土の戦後教育改革で検討された公民教育の理念について知り得たはずである。だが、人文科公民の教育内容を見る限り、戦前の修身科及び公民科との関連性が強く、本土の戦後教育改革で検討された公民教育構想における公民科及び、それが転換して成立した社会科とは明らかに性質が異なるものであった。沖縄側が『報告書』を入手できたように、占領初期の沖縄は、本土の戦後教育改革に関する情報を得る術が完全に遮断されていたわけではなかった。だが、その理念がいかなるものであったかを掌握し、それを沖縄に取り入れるにはあまりにも情報格差があったのである。人文科公民が設置されたのは、本土のように公民教育構想が提唱されたからではなく、本土で修身科を改め公民科を導入するという情報を得た結果、沖縄にも公民科を導入したにすぎない。その内容も、戦前の修身科及び公民科の教育内容そのものであり、社会科へ転換できるものでは決してなかった。科目名こそ「公民」であったが、本土の戦後初期教育改革において検討された公民科とは相容れないものである。この事実、沖縄の戦後新教育が、戦前の教育を刷新できていないことを意味しているとともに、当時の沖縄側が強く志向した、「本土の情勢に合わせる動きである「本土並み」⁷⁵の限界性を物語っていると言える。

ところで、「公民」という言葉は、1888年に制定された市制の第9条及び町村制の第7条において、天皇制国家における地方自治の担い手を意味する言葉として定義されてきた。だが、1946年9月の市制及町村制の改正で「公民」という言葉が消滅し、「住民」となったのである。これは、「公民」教育を行う根拠

が失われたことを意味するのではないだろうか。本稿で検討したように、1946年9月は、本土では公民科を改め、社会科を設置することが検討された時期で、両者の動きは軌を一にしており、何らかの関連性があると推察される。一方、沖縄では、占領が開始した1945年4月以降本土の法令等は無効となったため、市制及び町村制において「公民」という言葉が消滅したこと自体、沖縄には何ら影響を与えるものではなかった。占領下沖縄の地方自治は、1945年9月13日の「地方行政緊急措置要綱」により定められたが、第1章第7条において、「其の市に於ける年齢二十五才以上の住民は選挙権及び被選挙権を有す」⁷⁶と定められ、沖縄の住民に選挙権が与えられた。米軍側が、「公民」という言葉を、地方自治の担い手を意味するものにとらえていたならば、沖縄に公民科を設ける必然性があったと言える。沖縄で公民科が設置されたのは、占領下故に本土の法令である市制及び町村制の改正、すなわち「公民」の廃止が適用されなかったことに加え、沖縄で公民科が設置される半年前の1945年9月に、地方自治の担い手の条件である選挙権が与えられたことが関係していると考えられるが、それについては十分に検証することができなかった。今後の課題としたい。

注

- 1 片上宗二編著『敗戦直後の公民教育構想』教育史料出版会、1984年、279頁。
- 2 久保義三『占領と神話教育』青木書店、1988年、97頁。
- 3 萩原真美「占領下沖縄における社会科の誕生」『人間文化創成科学論叢』第16巻、2014年、167-175頁。
- 4 1947年4月から、1951年3月の4年間、石川高校に在学した伊波常雄（1931-2009。1951年5月から1992年3月まで沖縄の小学校教諭）は、表紙に「1950年 公民」と書かれたノートを所持しており、そこには、1949年11月18日に公民の中間考査が実施された記述がある。少なくとも、社会科設置後である1949年及び1950年において石川高校には「公民」がおかれていたことが分かる。ただし、石川高校に「公民」がいつまでおかれていたかは、史料の制約上不明である。なお、伊波常雄の公民のノートは、うるま市立歴史民俗資料館に所蔵されている。
- 5 大内義徳「アメリカの対沖縄占領教育政策」『沖縄文化研究』21号、法政大学沖縄文化研究所、1995年、257-383頁。
- 6 同上、343頁。
- 7 同上、348頁。
- 8 後述するように、ハンナは、1946年1月下旬から2月（推定）にかけて、東京を訪問していることから、推察したものと思われる。
- 9 萩原真美前掲論文（「占領下沖縄における社会科の誕生」）。
- 10 同上、170頁。

- 11 斉藤利彦「戦後教育改革と「公民教育構想」—戦後における道徳・社会認識教育の出発—」『日本の教育史学』第26集、1983年、26-50頁。
- 12 片上宗二編前掲書（『敗戦直後の公民教育構想』）。
- 13 斉藤利彦前掲論文、47頁。片上宗二編前掲書、295頁。双方の同引用箇所は、全く同文である。
- 14 久保義三前掲書の「第二章「中等学校青年学校 公民教師用書」とCIEの修正指示」（29-99頁）で詳細に検討されている。
- 15 久保義三前掲書、93頁。
- 16 片上宗二『日本社会科成立史研究』風間書房、1993年。
- 17 同上、432頁。
- 18 「公民教育刷新二関スル答申第二号」1945年12月29日（片上宗二編前掲書所収、244-247頁）。
- 19 片上宗二編前掲書（『敗戦直後の公民教育構想』）、282頁。
- 20 久保義三前掲書、18頁。
- 21 同上、33頁。
- 22 公民教育要目委員会の委員のうち、柳瀬忠（都立一女教諭）、上野幸次郎（都立上野中教諭）など現場教師の提出した案を検討し、最終的にまとめ上げられたもの。「中等学校公民科教材表」は、斉藤利彦前掲論文（38-39頁）、片上宗二前掲書（『日本社会科成立史研究』、366-367頁）を参照のこと。
- 23 片上宗二前掲書（『日本社会科成立史研究』）、368頁。
- 24 同上、368頁。
- 25 久保義三前掲書、34頁。
- 26 斉藤利彦前掲論文、30-32頁。
- 27 同上、34-35頁。
- 28 1946年8月13日のオズボーン・勝田間の討議で検討されたとされる勝田の原草稿とそれに対するオズボーンによる修正指示については、久保義三前掲書（38-99頁）で詳細に検討されている。
- 29 久保義三前掲書、41頁。
- 30 沖縄軍政計画の作戦指令第7号“Operation Directive No.7” 6/1/1945の詳細な手引き。“Technical Bulletin” 25/2/1945 Headquarters, Tenth Army Military Government Section”（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
- 31 同上、59頁。邦訳は、大内義徳前掲論文、272頁。
- 32 米国太平洋艦隊及び太平洋総司令官「南西諸島およびその近海の占領諸島における軍政府に対する政治、経済、財政指令」1945年3月1日（沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編『沖縄県史』資料編14 琉球列島の軍政1945-1950 現代2（和訳編）沖縄県教育委員会、2002年所収、221-228頁）。
- 33 同上、223頁。
- 34 琉球政府文教局研究調査課編『琉球史料』第3集、琉球政府文教局、1958年所収、246-247頁。
- 35 同上、247頁。
- 36 萩原真美「占領初期沖縄群島における六・三・三制の導入と教科書事情」『沖縄文化研

究』45号、2018年、473頁。

- 37 新崎盛暉編『沖繩現代史への証言』下、沖繩タイムス社、1982年、184頁。
- 38 ガリ版刷り教科書の編纂及びその方針については、萩原真美前掲論文（「占領初期沖繩群島における六・三・三制の導入と教科書事情」、472-473頁）、萩原真美「占領初期沖繩における歴史教育の志向性—『沖繩歴史参考資料』を手がかりに一」（『日本の教育史学』第58集、2015年、59-60頁）を参照されたい。
- 39 萩原真美前掲論文（「占領初期沖繩群島における六・三・三制の導入と教科書事情」、470頁）。
- 40 沖繩諮詢会「会議録2」1945年自8月至12月（沖繩県沖繩史料編集所編『沖繩県史料戦後1 沖繩諮詢会記録』沖繩県教育委員会、1986年所収、240頁）。
- 41 沖繩文教部『文教時報』第1号、沖繩文教部、1946年2月26日。
- 42 琉球列島軍政本部発沖繩知事志喜屋孝信宛「民間通信」1946年8月22日（「沖繩民政府当時の軍指令及び一般文書 5-1 1946年 諮詢委員会から沖繩民政府まで文書及びメモ」所収、沖繩県公文書館所蔵、資料コード：R00000456B）。
- 43 通第128号「海外宛郵便物ノ取扱再開ニ関スル件」1946年9月7日（同上所収）。
- 44 大内義徳前掲論文、328頁。この事実は、大内が1991年8月1日に行った、ハンナへの聞き取りにより確認したものと考えられる。
- 45 「日本教育制度に関する指令」『ウルマ新報』第14号、1945年10月24日。「日本教育制度に関する指令（承前）」『ウルマ新報』第15号、1945年10月31日。
- 46 連合国軍最高司令官総司令部「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」1945年10月22日（日本近代教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第18巻、大日本雄弁会講談社、1957年所収、501-503頁）。
- 47 「日本教育制度に関する指令」『ウルマ新報』第14号、1945年10月24日。
- 48 連合国軍最高司令官総司令部「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」1945年10月22日（日本近代教育制度史料編纂会編前掲書所収、477頁）。
- 49 大内義徳前掲論文の343頁には、「このような本土の動向を吸収し、ハンナ少佐は沖繩に戻った」とあるが、その注には、「この時期C・I・E教育課は教育使節団を迎えるにあたり、土日を返上して準備に励んでいた」とある。これらを総合すると、ハンナは2月上旬から下旬にかけて本土を訪れ、CIEから本土の教育動向を聞いた後に、沖繩に戻ったと推察される。
- 50 「食物より 食卓での会話 婦人哲学を語る 米教育使節団」『ウルマ新報』第36号、1946年3月27日。
- 51 同上。
- 52 同上。
- 53 沖繩文教部『合衆国遣日教育使節団報告書抜粋』沖繩文教部、1947年。
- 54 同上、はしがき。
- 55 藤澤健一編『一九四六年二月～一九七二年四月 文部時報 解説・総目次・索引』（不二出版、2017年）は、『報告書抜粋』と『文部時報』834号掲載の『報告書』の訳文を「比較対照したところ、訳語などにおいて同一ではないことがわかる」（34頁）と指摘している。
- 56 片上宗二前掲書（『日本社会科成立史研究』）。

- 57 同上、252頁。
- 58 文部省『文部時報』第834号、1946年11月20日。
- 59 「米国使節団報告書（二一・四・六）—連合国軍最高軍司令官に提出せられたる—」（日本近代教育制度史料編纂会編前掲書所収、513-580頁）。
- 60 片上宗二前掲書（『日本社会科成立史研究』）、252頁。
- 61 日本近代教育制度史料編纂会編前掲書、527頁。
- 62 同上、549頁。
- 63 片上宗二前掲書（『日本社会科成立史研究』）、255頁。
- 64 沖縄文教部前掲書（『合衆国遣日教育使節団報告書抜粋』）、13-14頁。
- 65 文教発第53号「教科科目配当時間に関する件」1946年4月5日（琉球政府文教局研究調査課編『琉球史料』第三集教育編、琉球政府文教局、1958年所収、197-198頁）。
- 66 文教第63号「教科科目内容表に関する件」1946年4月16日（同上書所収、198-199頁）。
- 67 同上書所収、247頁。
- 68 同上書所収、247-248頁。
- 69 同上書所収、248頁。
- 70 同上書所収、248頁。
- 71 同上書所収、248頁。
- 72 同上書所収、248頁。
- 73 沖縄文教部前掲書（『文教時報』）、5頁。
- 74 日本近代教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第5巻、大日本雄弁会講談社、1956年、543頁。
- 75 萩原真美前掲論文（「占領下沖縄における社会科の誕生」）、173頁。
- 76 「地方行政緊急措置要綱」1945年9月13日（琉球政府文教局研究調査課編『琉球史料』第2集、琉球政府文教局、1956年所収、1頁）。

